

広島市似島歓迎交流センターに係る指定管理者候補者の選定について

広島市似島歓迎交流センターについて、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地
広島市南区似島町字東大谷182番地
- (2) 設置目的
似島の住民が、似島への来訪者を歓迎し、その恵まれた自然環境や貴重な歴史的文化的所産を生かした市民の交流、体験等の活動が行える場を提供する拠点を設けることにより、市民の交流等を促進し、地域の活性化を図るとともに、観光の振興等に資することを目的とする。

2 募集の概要

- (1) 募集期間
令和5年3月27日～令和5年6月26日
- (2) 申請者 1団体
イズミテクノ・JR西日本コミュニケーションズ共同企業体（広島市西区商工センター二丁目3番1号）

3 広島市企画総務局指定管理者指定審議会（地域活性化施設審査部会）委員

役職	職名	氏名
会長	企画総務局長	阪谷 幸春
副会長	企画総務局次長	岩田 昌文
委員	企画総務局 地域活性化調整部長	松尾 雄三
委員	税理士	齊藤 安史
委員	比治山大学現代文化学部教授	山田 知子
委員	広島修道大学商学部教授	富川 久美子

4 審査の概要

- (1) 審査の方式
企画総務局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。
審査は、書類及び面接により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。
- (2) 評価基準
評価項目

評価項目
【市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。
【施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 事業の内容及び利用促進策が、基準値を達成するために、具体的かつ効果的なものになっているか。 ② 似島の住民との関係づくりや、似島の住民の活動に対する支援・協力に関する方策等が、具体的かつ効果的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ④ 維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ⑤ 利用料金の設定等は、利用者に対するサービスを考慮したものになっているか。
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること（提案額が下限額を下回っている場合は、調査により業務が適正に履行されると認められること。）。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、イズミテクノ・JR西日本コミュニケーションズ共同企業体を指定管理者候補者として選定した。

申請者	イズミテクノ・JR西日本コミュニケーションズ共同企業体
評価項目 1	適
評価項目 2	適
評価項目 3	適
評価項目 4	適
◎ 指定管理料上限額	9億4,157万3千円
◎ 指定管理料提案額	9億4,100万円

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

6 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定時の評価における加点減点項目として、本市が推進する行政施策に関する項目を設けている。

<指定管理者候補者となったイズミテクノ・JR西日本コミュニケーションズ共同企業体の取組状況>

(A) 株式会社イズミテクノ (B) 株式会社JR西日本コミュニケーションズ

加点減点項目		取組状況	
		(A)	(B)
障害者雇 率の達成	① 障害者雇用率【法定雇用率(2.3%)】	3.59% (障害者の雇用義務 有り)	0.90% (障害者の雇用義務 有り)
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年 度分でも過去に滞納していた場合	非該当	非該当
環境問題へ の配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアク ション21の取得	無	無
男女共同参 画・子育て 支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一 般事業主行動計画」の策定	策定済 (策定義務有り)	未策定 (策定義務有り)
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	無
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律に基づく「一般事業主行動計画」 の策定	策定済 (策定義務有り)	策定済 (策定義務有り)
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律に基づく認定	無	無
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当
		本店がなく支店 がある場合	—
		その他事業所等 がある場合	—
② 本施設の従事者のうち 市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当	
	5割以上で8割 未満の場合	—	
	2割以上で5割 未満の場合	—	